# ①「ほしいものリスト」を活用した避難所ニーズの把握・支援【徳島県】

- ・大規模災害時に、避難生活の長期化が予想される避難所に対して、避難所の細かな要望まで対応する仕組 みを全国に先駆けて構築(徳島県、Amazon、ヤマト運輸の3者で協定締結)
- ・県は「災害時情報共有システム」の必要な情報を提供し、支援物資の確実かつ速やかな輸送を実現
- ・既存の仕組みを活用することから、自治体にとって追加の費用負担はない

#### (1)経緯・背景

- ○東日本大震災の際に「ほしいものリスト」を活用した物資提供サービスをAmazonが実施。(これまでに約7,000以上の避難所や学校、支援団体で利用)
- ○Amazonの物流は自前のセンターから配送が可能であり、商品到着まで全体の把握が可能

#### (2) 具体的な取組内容

- ○当該支援スキーム、物資輸送モデルの概要 (右図)
  - ①避難所の方(避難者)がほしいものリストを作成
  - ②ほしいものリストを見た全国の支援者が購入
  - ③ヤマト運輸が避難所に支援物資を配達
- ○運用開始は、発災1週間後を想定。
- ○時間の経過とともに様々に変化する被災者の細かなニーズにも応えることができ、公的支援物資を補完することが可能。
- ○「災害発生時における物資輸送に関する協定」での各主体の役割
- ・徳島県:ヤマト運輸に緊急車両通行証を発行 「災害時情報共有システム」で道路情報や避難所情報を提供
- ・Amazon:物資の購入・配送手続き
- ・ヤマト運輸:物資の避難所までの搬送

### (3) 今後の展開と課題

- ○本取組を全国的に周知していく必要がある。
- ○既存の仕組みを活用することから、自治体にとって追加の費用負担 はなく、全国展開にも期待できる。
- ○本取組は県の情報共有システムを活用しているが、災害時の情報共 有に関しては、国として共通のプラットフォームを整備していただ きたい。

### 「災害時情報共有システム」の概要

- ・「災害時情報共有システム」はEMIS(広域災害救急医療情報システム)をベースに作成
- ・システムは、NCO(Network Centric Operation)の考え 方を踏襲している。
- ・災害時の情報共有の円滑化を目的としている。



「ほしいものリスト」を活用した 避難所ニーズの把握・支援イメージ

# ②被害シミュレーションとデジタル道路地図(DRM)の融合等による災害対応業務 即時支援プロジェクト(カーナビゲーションとLアラートの連携)【徳島県】

- ・東日本大震災で課題となった車などの移動者への情報提供について、避難勧告や通行規制予測等をLア ラートからカーナビへ配信するシステムを構築
- ・今後は協力自動車メーカーや他県と連携し、実運用への移行を目指す。

#### (1)経緯・背景

- ○東日本大震災の際には、車などの移動者に対して避難の必要性を十分に伝達・周知できず(発災直後、車、バイクを運転中の30%は津波警報を認知できず)被害が拡大した。
- ○自動車メーカー等と連携しプロジェクト化
  - ※その他、「津波浸水・地震動シミュレーションとDRM (デジタル道路地図)等の融合・可視化」、「豪雨災害予 測とDRM等の融合・可視化」と併せてプロジェクトを実施

#### (2) 具体的な取組内容

- ○カーナビゲーションとLアラートの連携
- ・避難勧告や避難所の開設情報、通行規制予測等のLアラート側の情報をカーナビ側サーバが取得し、カーナビへ配信
- ・車載カーナビ側は、1~5分間隔(自動車メーカーにより異なる)で情報を受信

#### (3) 今後の展開と課題

- ○中国・四国地方の9県に対し、Lアラートを通じたカーナビ への情報発信について、共同歩調を取って取り組むことを 提案
- ○使用している携帯電話回線が繋がりにくい山間部での対応 について、サーバーへの情報蓄積等で解決できることを検 証した
- ○今後は協力自動車メーカーと連携しながら、Lアラート運用 都道府県への普及(情報発信)を強化し、一定数の協力団 体が得られた段階で、実運用への移行を目指す
- ○全国展開に向けた課題として、災害情報の標準化・整備 (オープンデータ化) やLアラートの全国自治体への展開

### カーナビゲーションとLアラートとの連携イメージ



# ③日本水道協会中部地方支部災害応援マニュアル【名古屋市】

- ・災害対応の経験のない自治体が多く、災害時に何をすべきか分からないのが実情
- ・日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」や過去の応援活動での経験・ノウハウ、被災地ヒアリングを 踏まえた災害応援マニュアルを作成(応援主体は、中部9県内の水道事業体)
- ・応援体制の充実及び迅速な災害対応の実現を目指す

### (1)経緯・背景

- ○災害時には、中部地方支部の応援協定に基づき、応援活動を実施していたが、協定は枠組みのみで具体的なルールは取り決めていなかった。そのため、中越地震や能登半島地震の際に適時・適切な応援活動が実施できなかった。
- ○中部地方支部(9県1市)では、年に1回防災連絡協議会を実施しており、平時から連携できる土台はあった。

#### (2) 具体的な取組内容

【工夫した点】

- ○既存手引き(日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」)や中越地震・ 能登半島地震等の被災事業体の経験を踏まえ作成
- ○京都大学の協力を得て、ICS(Incident Command System)の考え方や業務を階層化して表記するWBS(Work Breakdown Structure)を採用

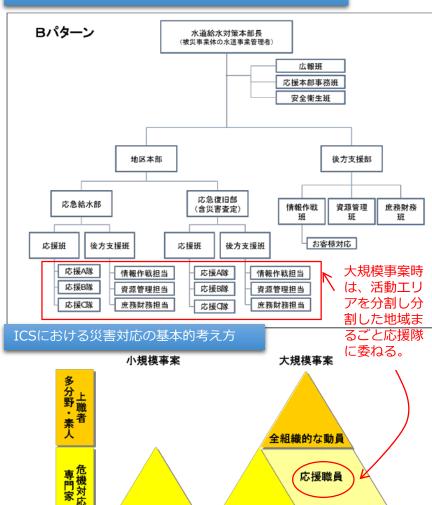
#### 【これまでの取組】

- ○日水協中部地方支部、横浜市、京都市で合同でワークショップを開催
- ○訓練や東日本大震災対応の教訓(以下)を踏まえ、マニュアルを改定
  - ・応援本部の人員が不足(局内の協力体制の充実が必要)
  - ・災害対策本部との情報共有、自衛隊など他の応援機関との調整が不十分
  - ・ライフラインの被害箇所が集中し、復旧箇所の工程調整が必要
  - ・ガス、NTTなどの地下埋没物の図面がなく、作業に支障が出た。
  - ・当初、現地の被害情報が十分に手に入らず、通行可能な道路や橋等に関する情報は派遣部隊が順次積み上げる結果となった。
  - ・マスコミ対応が今後の大きな課題

#### (3) 今後の展開と課題

- ○震度5強を観測した際には、応援要請を待たずに先遣隊として名古屋市の職員が応援に向かうこととしている(技術系だけでなく事務系職員も同行)。
- ○復旧の材料は現地調達することとしているが、小さな町等では材料調達が 課題

## 大規模な水道事業体の応援活動を行う場合の組織体制



危機対応部局

3

危機対応部局

# 4 岩手県災害時受援応援計画【岩手県】

- ・被災県の経験を生かせるよう、県が応援を行う体制を明確化するとともに、応援可能な業務等を整理
- ・震災の反省を踏まえ、非被災地からの支援を一元的に調整するため、災害対策本部内に「受援班」を設置
- ・支援の必要な事項について受援計画上に明記し、近隣道県と連携した訓練を実施
- ・応援受援に関するガイドラインなどがあれば、取組を進めやすい。

#### (1)経緯・背景

- (応援計画) 南海トラフ巨大地震等の発生時に、東日本大震災の経験を生か した応援が行えるよう、発災直後に県が応援を行う体制を明確化するととも に、応援可能な業務等を整理
- (受援計画) 東日本大震災時に、応援を必要とする業務と所管部署を明確に ルール化しておらず以下の課題が生じたため、その反省を踏まえ作成
  - ・応援を申し出ていただいた方に必要とする応援を適切かつ迅速に伝達する ことができず、多方面からの人的・物的応援を十分に生かせなかった。
  - ・被災地の現場に応援に係る問合せが殺到、現場の災害対応に支障をきたした。

#### (2) 具体的な取組内容

【工夫した点】

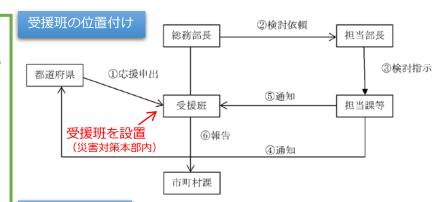
- ○県内での大規模災害発生時には、人的支援の申出の受付、応援職員の宿泊場所のあっせん等を一元的に行うため、災害対策本部内に「受援班」を設置→「職員の受入れ」が想定される業務と担当を割り当て(右図)
- ○他県での大規模災害発生時には、人的支援及び物的支援の要請の受付、応援 職員の宿泊場所の把握等を行うため、総務部内に応援本部を設置
  - →「職員の派遣」が想定される業務と担当を割り当て

### 【これまでの取組】

- ○受援応援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点等確保を推進
- ○災害対策本部等の図上訓練において受援班の訓練※を実施
- ※隣県からの応援申出に対し宿泊場所を確保する訓錬

#### (3) 今後の展開と課題

- ○市町村相互応援協定は、平成8年の締結後、一度も改正されておらず、現状 では形骸化。東日本大震災等を踏まえた本協定の改正等が課題
- ○岩手県地域防災計画において、市町村や防災関係機関は受援応援計画を定めるよう努めることとしているものの、実際の策定はこれからの段階
- ○受援応援に関するガイドラインなどがあれば、他県や市町村への説明、標準 的な受援応援メニュー設定などの検討が進めやすい。



#### 受援の想定業務

受入れが想定される業務

	業務	担当部	担当課等
	本部支援室の支援業務	総務部	総合防災室(本部支援室)
	市町村の行政機能回復のための支援	政策地域部	市町村課
7	空間線量率及び降下物の放射性物質濃度の測	環境生活部	環境保全課
	定等に関すること。		
	避難所及び避難者 (在宅の避難者を含む。) の		長寿社会課、障がい保健福
	把握及び応急対策に関すること。	保健福祉部	祉課、子ども子育て支援課
	避難所の運営等の応援に関すること。		保健福祉企画室
	被災者に対する健康相談、健康調査、保健指		Andrew Control of the
	導等に関すること。		健康国保課
	在宅の要援護高齢者の把握及び応急対策に関		E de A. Aan
	すること。		長寿社会課
	在宅の障がい者の把握及び応急対策に関する		職がい保健福祉課
	こと。		陣かい保健値社課
	在宅の妊産婦及び乳幼児の把握及び応急対策		
	に関すること。		子ども子育て支援課
	災害遺児対策に関すること。		
	身体のスクリーニング等に関すること。		医療政策室
	物資の供給	商工労働観	商工企画室
		光部	
	土砂災害危険箇所の緊急点検に関すること。		砂防災害課
	災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設及び	県土整備部	
	修理に関すること。		建築住宅課
	建築物の応急危険度判定活動に関すること。		

# ⑤災害時応援受け入れガイドライン【兵庫県】

- ・防災担当者が少ない市町では受援計画策定まで手が回らないのが実情であることから、市町版受援計画を 作成する際のヒントを提示するべく、ガイドラインを策定
- ・先進的な取組を進めている神戸市をはじめ阪神・淡路大震災と東日本大震災での受援・応援の経験を持つ 自治体の意見を反映して作成

#### (1) 経緯・背景

- ○神戸市による先進的な取組みを全県へ展開するため、検討をこれまで実施
- ○「災害時応援体制検討委員会」を開催し、有識者のほか、実際に現場で対応した市の 参画を得て、ガイドラインについて議論

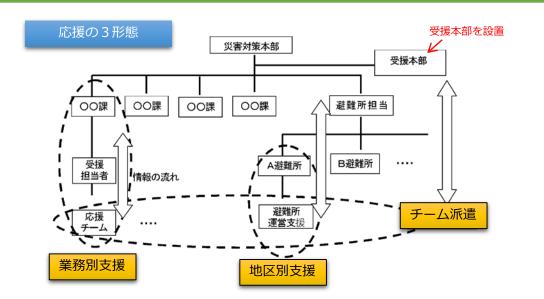
#### (2) 具体的な取組内容

【工夫した点、苦労した点】

- ○神戸市ほか阪神・淡路大震災と東日本大震災での受援・応援の経験を持つ自治体の意見を反映、現場感覚のコラムの挿入(分かりやすくした)
- ○災害救助法が適用されない場合の費用負担について、どこまで踏み込むかが難しく、 明確な記載とするのに苦労した。

### (3) 今後の展開

○南海トラフ地震への対応として策定した全県的な10か年のアクションプランにおいて、受援計画策定率の数値目標を掲げた(30年までに県内100%を目指す)。



#### 応援が想定される主な災害対策業務

種別	想定される応援内容		
	窓定される心族内容 防災担当職員、人と防災未来センター研究員等の派遣(災害対策に関		
体制の確立			
Maria Maria Signia State	する助言・情報提供、応援調整、フェニックス防災端末入力支援等)		
救助・救急、消火活動	緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の出動、DMATの派遣		
医療活動	救護班の派遣、救護所の設置、医師・看護師の派遣、傷病者の受入れ		
被災建築物応急危険度判定	被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、被災文教施設 応急危険度判定士の派遣		
社会基盤施設の緊急対策	土木・農林職員(災害査定、復旧工事)、建築職職員(庁舎・公共施設		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	等復旧工事)の派遣		
避難所運営	避難所運営要員の派遣		
広域避難	避難者の受け入れ		
物資供給	食料・飲料・生活必需品、資機材等の供給		
物資集積・配送拠点運営	運営職員派遣		
輸送手段確保	ヘリ、鉄道、船舶、トラックのあっせん		
給水	給水車の派遣		
健康・保健	保健師、管理栄養士の派遣(被災者の健康・栄養相談、避難所の衛生		
	対策、防疫・消毒等)、仮設風呂の設置		
福祉	ケースワーカー、ヘルパー等の派遣		
こころのケア	こころのケアチームの派遣		
生活衛生対策	仮設トイレの提供、し尿くみ取り車の派遣		
防疫対策	消毒薬、資機材の供給、消毒要員の派遣		
遺体の火葬	火葬場の提供		
被災住宅応急修理	建築職職員の派遣		
応急仮設住宅建設	建築職職員、用地買収担当職員の派遣		
復興公営住宅建設	建築職職員の派遣		
まちづくり	都市計画従事職員の派遣(復興土地区画整理事業支援等)		
水道の応急復旧	水道復旧要員の派遣		
下水道の応急復旧	下水道復旧要員の派遣		
災害廃棄物の処理	パッカー車の派遣		
ペット対策	動物愛護支援職員の派遣		
被災者の生活支援	建物被害認定士の派遣、窓口担当職員の派遣(罹災者名簿作成業務、		
	罹災証明書発行業務、各種支援窓口業務(弔慰金、生活再建支援金、		
	義援金、生活福祉資金特例貸付、課税等)、相談業務等)		
災害救助法業務	災害救助法担当者の派遣(市町担当者に対する説明・指導等)		
市町事務全般	戸籍担当職員、税務担当職員等の派遣		
学校の教育機能の回復	震災・学校支援チーム (EARTH)、スクールカウンセラー、教職		
	員、退職職員(教育復興支援)の派遣		
文化財の緊急保全	学芸員、埋蔵文化財調査職員の派遣		
復興計画の策定	経験者の派遣(復興計画策定に向けた支援)		
災害ボランティアの活動	ボランティアコーディネーター、ボランティアパス等による災害ボラ		
促進	ンティアの送り込み・斡旋 等		